

留萌南部 3 市町地域連携に関する協定書

平成 29 年 8 月  
留萌市・小平町・増毛町

## 留萌南部3市町地域連携に関する協定書



留萌市、小平町及び増毛町（以下「留萌南部3市町」という。）は、市町村連携地域の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、留萌南部3市町が、圏域自治体同士の相互補完と役割分担による連携を図りながら、地域住民に必要な生活機能の確保、充実を図ると共に、地域活性化に努め、安心して暮らし続けられる地域とするため、市町村連携地域の形成に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### （基本方針）

第2条 留萌南部3市町は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携し、又は協力するものとする。

### （連携する取組及び役割分担）

第3条 留萌南部3市町が取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容及び留萌南部3市町の役割は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）

### （事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 留萌南部3市町は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 留萌南部3市町は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用の負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度留萌南部3市町が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定を変更する場合は、留萌南部3市町が協議の上、これを定めるものとする。

(協定の解消)

第6条 この協定を解消しようとする場合は、留萌南部3市町による協議により合意を得るものとする。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定の条項に疑義が生じた場合は、留萌南部3市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、留萌南部3市町が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年8月8日

留萌市幸町1丁目11番地

留萌市長 高橋 定敏



留萌郡小平町字小平町216番地

小平町長 関 次雄

増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地

増毛町長 堀 雅志

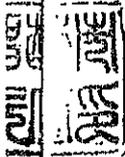
別表第1 (第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

1 産業振興

南るもい広域連携プロモーション

取組内容	各市町村の役割
<p>当地域は、全国有数の品質を誇る米をはじめ、クリーンな野菜や果物、新鮮な水産物などの食にあふれた地域であるが、公共事業の減少や人口減少による消費の減退などから地域活力の更なる低下が懸念されており、地域の特産品の管外への売り込みや、観光客によって域内消費を増加させるといった地域の「強み」である食資源を活かしながら観光施策と絡めた産業振興の展開を図っていくことが必要である。</p> <p>このため、新たな人の流れを作り、地域消費を拡大していくために、「食」を核として「行ってみたい」「体験してみたい」と思わせる価値やコンテンツを生み出し、旅行業者・雑誌社へのプロモーションや首都圏・札幌圏における売り込みなどを行い、食を核とした留萌南部3市町の更なる魅力の向上や誘客の促進を図っていく。</p> <p>今回の取組をきっかけに、3市町が連携し、地域の「強み」の一つである豊富な食資源をフルに活用して、その食資源とそれぞれの市町が有する地域資源を相互に結びつけることで、個々の資源の魅力が相乗させ増強させていく。</p>	<p>【担当市町の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体調整及び総合窓口は留萌市</li> <li>・ 民間事業者及び関係団体との企画調整等総合業務</li> <li>・ 各市町における重点施策や各種情報の集約業務</li> </ul> <p>【担当市町以外の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圏域連携による観光や事業等のプロモーション活動の実施</li> <li>・ 映像及び冊子作成等に伴う取材、情報提供などの各種調整業務</li> <li>・ 各市町における重点施策や各種情報の共有</li> </ul>



別表第2 (第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域内外の住民との交流・移住促進

地域間交流等誘致促進

取組内容	各市町村の役割
<p>深川留萌自動車道は、平成31年度に留萌IC（仮称）の供用開始が予定され、長年の悲願であった全線開通が間近に迫っている。</p> <p>深川留萌自動車道の全線開通は、留萌南部地域への人の流れを拡大させ、その効果を地域活性化に繋げる絶好の機会であり、この機会を逃すことなく、様々なプロモーションを展開していくことが必要である。全線開通により道内各地から留萌南部地域までの移動時間が短縮され、これまで以上により身近になることを多くの道民の皆様幅広く周知するとともに、札幌圏や旭川圏へのプロモーション活動等を積極的に実施して地域の魅力をPRしていく。</p> <p>人やモノの交流拡大が期待される周辺地域や留萌管内全体が一体となって、地域の魅力の発信や周遊を促す誘客プロモーションなどを実施していくことで、留萌南部地域への交流人口の拡大が図られ、全線開通による経済効果が留萌地域全体に波及していくことが期待される。全線開通後もその効果を維持、若しくは拡大していくためには、周辺地域が連携して、地域資源の魅力を相互に高め、観光客の満足度の向上やリピーターの拡大、観光資源の発掘に取り組み、留萌南部地域をより身近に感じていただくことで、深川留萌自動車道が全線開通した後も、継続した交流人口の拡大を目指す。</p>	<p>【担当市町の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・全体調整及び総合窓口は留萌市</li><li>・民間事業者及び関係団体との企画調整等総合業務</li><li>・各市町における重点施策や各種情報の集約業務</li></ul> <p>【担当市町以外の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・圏域連携による観光や事業等のプロモーション活動の実施</li><li>・映像及び冊子作成等に伴う取材、情報提供などの各種調整業務</li><li>・各市町における重点施策や各種情報の共有</li><li>・交流促進及び移住情報の発信</li></ul>